

島根県報

令和8年3月24日（火）

号外第38号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

島根県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	（総務課）	2
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（税務課）	3
特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ ” ）	7
島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（薬事衛生課）	8
島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則	（畜産課）	12

【告示】

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第8条第1項の規定により知事が指定する方法の一部改正	（情報システム推進課）	12
------------------------------------------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定めることとした。（第3条関係）

2 施行期日

令和8年5月21日から施行することとした。

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

(1) 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備

(2) 地方税法施行令の改正に伴う引用する条項及び様式の整理

(3) 島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行に伴う規定及び様式の整備

(4) 島根県県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理

(5) その他様式の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)については公布の日から、1の(1)の一部については令和9年10月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

島根県県税条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整理

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）

1 規則の概要

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備（第16条・様式第8号—様式第10号関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第10号

島根県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

島根県行政手続条例施行規則（平成7年島根県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（公示の方法による通知の方法）

第3条 行政手続条例第15条第4項（同条例第22条第3項（同条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（同条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第11号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「又は差押え」を「、差押え又は電磁的記録提供命令」に改める。

第9条の見出し中「の種別割」を削り、同条中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第22条第1項中「の環境性能割又は種別割」を削り、「自動車税の環境性能割額又は種別割額」を「自動車税額」に改める。

第23条第1項中「の環境性能割又は種別割」を削り、「自動車税の環境性能割額又は種別割額（法第170条に規定する自動車税の環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下同じ。）」を「自動車税額」に改め、「若しくは法第161条の規定による申告書若しくは修正申告書又は法第177条の13第1項」を削り、「若しくは報告書」を「又は報告書」に改める。

第25条第2項中「第145条第3号」を「第145条」に改める。

第25条第3項を削り、同条中第4項を第3項とする。

第28条第1項中「第177条の11第2項」を「第158条第2項」に改め、同条第2項中「、法第173条第1項」を削り、「第177条の19第1項」を「第166条第1項」に改める。

第30条第2項の表第2号左欄中「の種別割」を削り、同号右欄中「自動車税種別割証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

第44条第1項の表第6号左欄中「第10条第2項」を「第9条の3第2項」に改める。

第76条から第76条の5までを次のように改める。

第76条から第76条の5まで 削除

第76条の6の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割の課税免除を」を「自動車税の課税免除を」に、「自動車税種別割課税免除申請書」を「自動車税課税免除申請書」に改める。

第76条の7の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第76条の8の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第77条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項及び第2項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改め、同条第3項中「第4号の規定により種別割」を「第4号の規定により自動車税」に、「第177条の8」を「第155条」に改め、「自動車税種別割減免申請書（第162号様式）により」を削り、「自動車税種別割（自動車税環境性能割）減免申請書（第162号の2様式）」を「自動車税減免申請書（第162号様式）」に、「第51条第3号の規定により種別割」を「第51条第3号の規定により自動車税」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の次に「（昭和25年法律第123号）」を、「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を、「交付された身体障害者等」の次に「（以下この条及び第80条第1項において「身体障害者等」という。）」を、「免許情報記録個人番号カード」の次に「（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第6項において同じ。）」を加え、同条第4項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税種別割減免申請書兼現況報告書」を「自動車税減免申請書兼現況報告書」に改め、同条第5項中「第177条の8」を「第155条」に改め、「条例第45条の4第3号又は」を削り、同条第6項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第7項中「種別割の」を「自動車税の」に、「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第79条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第80条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「年度分の種別割」を「年度分の自動車税」に、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「第177条の11第1項」を「第158条第1項」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改め、同項第3号中「第177条の11第3項」を「第158条第3項」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改め、同条第4項中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第80条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第81条の見出し及び同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

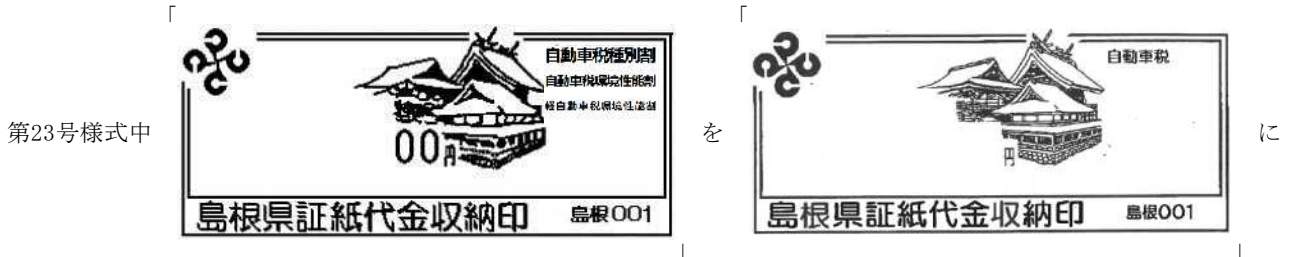
第103条第1項中「に島根県収入証紙を貼付」を「（第3項において単に「申請書」という。）を提出し、狩猟税額に相当する現金を納付」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により現金の納付を受けたときは、知事は申請書に納税済印（第174号様式）を押印しなければならない。

附則第11項を削る。

第8号様式、第9号様式その1表面及び第9号の2様式表面中「種別割」を削る。

第10号の2様式を削る。



改める。

第27号様式その4表面中「種別割」を削る。

第27号様式その5表面中「種別割」を削り、「第177条の11第7項」を「第158条第7項」に改める。

第27号様式その6表面中「種別割」を削る。

第28号様式その1裏面中「種別割」を削り、「第177条の11第7項」を「第158条第7項」に改め、「・自動車税環境性能割」を削る。

第28号様式その2表面及び様式第35号様式中「種別割」を削る。

第68号様式その1表面中「収入証紙」を「納付済証等貼付欄」に、「※太枠内を御記入ください。また、注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。」を「※太枠内を御記入ください。また、注意事項を裏面に記載して ※不正な申請、委任状の提出又は虚偽の記載をすると罰せられますので、必ず御確認ください。」

に改め、「(該当する番号に○印を記入してください。)」

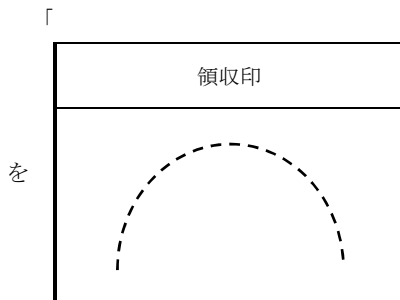
を削り、「の使用目的」及び「必要枚数」の次に「(該当する番号に○印を記入してください。)」を加え、「種別割」

を削り、「免許証 □健康保険証」を「免許証 □健康保険資格確認書」に、「証紙貼付 委託額」を「領収金額」に、

「

貼付額	過不足額	貼付年月日	受託者
円	円		
円	円		

」



を に改め、同様式裏面の1の申請に際しての

注意事項(1)中「健康保険証」を「個人番号カード」に改め、同様式裏面の1の申請に際しての注意事項(4)を次のように改める。

(4) 表面の証明書の使用目的が1～10の場合には、証明書1枚につき420円の手数料が必要ですので、あらかじめ御用意ください。

第68号様式その1裏面の1の申請に際しての注意事項(8)中「又は県民センター各事務所」を削り、同様式その1裏面の2の証明内容に関する注意事項(2)ア中「種別割」を削り、同様式その1裏面の2の証明内容に関する注意事項に次のように加える。

(3) 表面の証明書の使用目的が11で、かつ、証明事項が1の場合は、基準日までに全税目について未納の徴収金がないことを証明します。

第71号様式その1及び第71号様式その2中「種別割」を削る。

第100号様式中

「

⑤	法附則第11条の4第2項…心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得
⑥	法附則第11条の4第5項…改修工事対象住宅の取得
⑦	法附則第11条の4第7項…改修工事対象住宅用地の取得
⑧	上記以外の規定による (法第73条の27の第 項 法附則第11条の4 第 項)

」

を

⑤	法附則第11条の4第3項…改修工事対象住宅の取得		に改					
⑥	法附則第11条の4第5項…改修工事対象住宅用地の取得							
⑦	上記以外の規定による	<table border="1"> <tr> <td>法第73条の27の</td> <td>第</td> <td>項</td> </tr> <tr> <td>法附則第11条の4</td> <td>第</td> <td>項</td> </tr> </table>		法第73条の27の	第	項	法附則第11条の4	第
法第73条の27の	第	項						
法附則第11条の4	第	項						

める。

第136号様式中

収入証紙

 を削る。

第149号様式から第158号様式までを次のように改める。

第149号様式から第158号様式まで 削除

第159号様式から第161号様式までの様式中「種別割」を削る。

第162号様式中「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に、

前年度又は今年度減免を受けた自動車	登録番号又は車両番号		現況	1 廃車 2 譲渡 3 その他 ()
-------------------	------------	--	----	------------------------

を

前年度又は今年度減免を受けた自動車	登録番号又は車両番号		現況	1 廃車 2 譲渡 3 その他 ()
上記の他に所有する自動車のうち減免を受けていた自動車	登録番号又は車両番号		現況	1 廃車 2 譲渡 3 その他 ()

に、

自動車税 種別割

 を

自動車税 ※

 に改め、同様式備考1中「普通徴収分について」を削り、同様式備考

中4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 証紙徴収分でこの申請を行う場合に、既に他の自動車について減免を受けているときは、その自動車の廃車（抹消登録）又は譲渡（移転登録）の事実を証する書類を提示すること。

第162号の2様式を次のように改める。

第162号の2様式 削除

第162号の3様式及び第163号様式中「種別割」を削る。

第164号様式中



を



に改める。

第174号様式を次のように改める。

第174号様式（第103条関係）



（納税済印）

（直径3センチメートル）

第175号様式から第201号様式までを次のように改める。

第175号様式から第201号様式まで 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第100号様式の改正規定は公布の日から、第2条第2項第3号の改正規定は令和9年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（この規則の失効）

- 3 この規則中自動車税の環境性能割又は種別割に係る改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第号）が令和8年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第12号

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表3の項を削る。

第3号様式を次のように改める

第3号様式 削除**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第13号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(手数料の減免)

第16条 条例第24条第4項の規定による手数料の減免は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合により行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者 10分の10

(2) 市町村民税非課税世帯に属する者（前号に該当する者を除く。） 10分の5

(3) 非常災害その他の理由により知事が減免を必要と認める者 知事が別に定める率

2 前項の減免を受けようとする者は、動物引取手数料減免申請書（様式第8号）に同項各号のいずれかに掲げる者に該当することを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、減免することと決定したときは動物引取手数料減免決定通知書（様式第9号）により、減免しないことと決定したときは動物引取手数料減免申請却下通知書（様式第10号）によりそれぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

様式第7号の次に次の3様式を加える。

様式第8号（第16条関係）

年 月 日

島根県知事 様

氏 名

申請者（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

電話番号

動物引取手数料減免申請書

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条第2項の規定により、下記のとおり手数料の減免を申請します。

記

1 対象となる引取り

種 類	数 (①)	手数料額 (②)	小 計 (①×②)
生後90日を超える犬	頭	円	円
生後90日を超える猫	匹	円	円
生後90日以内の犬	頭	円	円
生後90日以内の猫	匹	円	円
合 計			円

(注) 手数料額 (②) は、1頭又は1匹当たりの金額

2 減免該当要件

- 生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者
- 市町村民税非課税世帯に属する者
- 非常災害その他の理由（ ）

様式第9号（第16条関係）

動物引取手数料減免決定通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付で申請のあった動物引取手数料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 減免となる手数料及び減免後の額

種 類	数 (①)	手数料額 (②)	減免額 (③)	減免後の 手数料 (④) (②-③)	小 計 (①×④)
生後90日を超える犬	頭	円	円	円	円
生後90日を超える猫	匹	円	円	円	円
生後90日以内の犬	頭	円	円	円	円
生後90日以内の猫	匹	円	円	円	円
合 計					円

(注) 手数料額 (②)、減免額 (③) 及び減免後の手数料 (④) は、1頭又は1匹当たりの金額

2 減免理由

- 生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者
- 市町村民税非課税世帯に属する者
- 非常災害その他の理由（ ）

様式第10号（第16条関係）

動物引取手数料減免申請却下通知書

年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで申請のあった動物引取手数料の減免について、下記のとおり申請を却下したので通知します。

記

1 申請のあった手数料

種 類	数 ①	手数料額 ②	小 計 ①×②
生後90日を超える犬	頭	円	円
生後90日を超える猫	匹	円	円
生後90日以内の犬	頭	円	円
生後90日以内の猫	匹	円	円
合 計			円

(注) 手数料額 (②) は、1頭又は1匹当たりの金額

2 却下理由

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（島根県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。）。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第14号

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則の一部を改正する規則

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則（平成30年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則第2項中「条例」を「島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第163号**

島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第8条第1項の規定により知事が指定する方法（平成25年島根県告示第179号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「の種別割」を削る。